

景観規則一部改正の概要について

長野県では「長野県景観規則」を一部改正し、令和元年10月3日付けで公布しました。これにより、景観法及び長野県景観条例に基づく届出の対象とされている行為のうち、一定の行為については、届出に係る添付図書が追加されます。

1 添付書類が追加される行為

行為の種類	規 模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートルを超えるもの かつ 建築面積1,000平方メートルを超えるもの
(2) 電気供給施設等の建設等	高さ20メートルを超えるもの（一般地域にあつては全ての届出対象行為が該当）
(3) 太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルを超えるもの（一般地域にあつては全ての届出対象行為が該当）
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
(5) 土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)	変更に係る面積が1ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・擁壁の高さ3メートル 及び 長さ30メートルを超えるもの

2 追加される添付図書

添付図書等	備 考
眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにすること。
行為地及び完成予想図を作成した眺望点を示した図面	縮尺1/25000程度、完成予想図を作成する範囲も明示すること。
眺望点関係者への説明状況について記載した報告書（参考様式第1号）	説明を行う際には、「眺望点からの完成予想図」を提示して説明すること。
行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書（参考様式第2号）	報告書には説明会等で出された意見等の中で景観に関する内容について記載する。
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項（参考様式第3号）	太陽光発電施設の建設等の場合に限る。

上記添付図書は届出後、県ホームページ上で公表します。

3 改正の施行日

令和元年12月1日（令和2年1月1日以後に着手するものが対象です。）

4 その他

- (1) 規則の改正にあわせ、地域の守るべき景観を持つ「眺望点」を県が指定します。指定箇所一覧は県ホームページにて公開しています。
- (2) 改正後の届出手続きの詳細については「景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き」をご覧ください。